

第5号議案

平成29年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

目次	ページ
1 平成29年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 補正予算総括表(事業勘定).....	1
2 補正予算の内容	
【歳出】.....	2~4
【歳入】.....	4
3 財源内訳.....	4
参考資料.....	5
4 補正予算総括表(直営診療施設勘定).....	6
5 補正予算総括表(高島国民健康保険診療所).....	7

市民健康部

平成30年2月



1 平成29年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算総括表(事業勘定)

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款 項	目	現計予算額	補正額	計	款 項	目	現計予算額	補正額	計
1	国民健康保険税	9,243,430	0	9,243,430	1	総務費	289,417	0	289,417
2	使用料及び手数料	7,174	0	7,174	2	保険給付費	43,126,592	0	43,126,592
3	国庫支出金	16,015,127	622	16,015,749	3	後期高齢者支援金等	5,770,350	0	5,770,350
	1 国庫負担金	10,940,026	0	10,940,026	4	前期高齢者納付金等	20,989	0	20,989
	1 療養給付費等負担金	10,334,284	0	10,334,284		1 前期高齢者納付金等	20,989	0	20,989
	2 高額医療費共同事業負担金	550,118	0	550,118		1 前期高齢者納付金	20,593	0	20,593
	3 特定健康診査等負担金	55,624	0	55,624		2 前期高齢者関係事務費拠出金	396	0	396
	2 国庫補助金	5,075,101	622	5,075,723	5	老人保健拠出金	127	0	127
	1 財政調整交付金	5,045,601	622	5,046,223	6	介護納付金	2,300,330	0	2,300,330
	2 広域化準備事業費補助金	29,500	0	29,500	7	共同事業拠出金	15,983,483	0	15,983,483
4	療養給付費等交付金	834,022	0	834,022	8	保健事業費	374,245	0	374,245
5	前期高齢者交付金	17,429,732	0	17,429,732	9	基金積立金	1	416,608	416,609
6	県支出金	2,950,742	0	2,950,742	10	諸支出金	81,940	351,207	433,147
	1 県負担金	605,742	0	605,742		1 償還金及び還付加算金等	48,746	350,585	399,331
	2 県補助金	2,345,000	0	2,345,000		1 一般被保険者保険税還付金	46,537	0	46,537
	1 財政調整交付金	2,343,775	0	2,343,775		2 退職被保険者等保険税還付金	863	0	863
	2 健康推進事業費補助金	1,225	0	1,225		3 償還金	1	350,585	350,586
7	共同事業交付金	16,506,920	0	16,506,920		4 一般被保険者還付加算金	1,308	0	1,308
8	財産収入	1	0	1		5 退職被保険者等還付加算金	37	0	37
9	繰入金	4,814,595	0	4,814,595		2 繰出金	33,194	622	33,816
10	繰越金	11,861	767,193	779,054	11	予備費	10,000	0	10,000
	1 繰越金	11,861	767,193	779,054					
	1 療養給付費等交付金繰越金	1	0	1					
	2 その他繰越金	11,860	767,193	779,053					
11	諸収入	143,870	0	143,870					
	合 計	67,957,474	767,815	68,725,289		合 計	67,957,474	767,815	68,725,289

2 補正予算の内容

【歳出】

(1) 基金積立金

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
9	基金積立金		1	416,608	416,609
	1	基金積立金	1	416,608	416,609
		1 国民健康保険財政調整基金積立金	1	416,608	416,609
		国民健康保険財政調整基金	1	416,608	416,609

国民健康保険財政調整基金

【概要】

平成28年度の決算剰余金779,052,001円のうち、平成29年度の補正予算の財源として必要な額を差し引いた額を国民健康保険財政調整基金に積み立てるもの。

【国保財政調整基金について】

国保財政調整基金は、平成27年度に全額取り崩したため、残高は0円である。そこで、税率の上昇抑制や収納率低下等による保険税収不足時の補填などの不測の事態への備えなど、安定的な財源を確保するために、国保財政調整基金を確保する。

長崎市国保財政調整基金の推移

(単位:千円)

区分	H27	H28	H29(見込)	H30(見込)
前年度末残高	613,688	-	-	416,608
積み立て	830	318	416,609 (補正後)	209
取り崩し	614,518	318	1	22,584
年度末残高	-	-	416,608	394,233

(2) 諸支出金

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
10	諸支出金		81,940	351,207	433,147
	1	償還金及び還付加算金等	48,746	350,585	399,331
		3 償還金	1	350,585	350,586
		国庫支出金等過年度分返還金	1	350,585	350,586
	2	繰出金	33,194	622	33,816
		1 直営診療施設勘定繰出金	33,194	622	33,816
		直営診療施設勘定繰出金	33,194	622	33,816

ア 国庫支出金等過年度分返還金

【概要】

(ア)前年度分精算に係る国庫支出金等返還金

平成28年度に国・県から概算交付された療養給付費等負担金等の確定に伴い、国庫支出金等過年度分返還金を増額するもの。

* 療養給付費等負担金

療養の給付並びに療養費、高額療養費等の支給に要する費用並びに後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用について、国が負担する定率(32%)の補助金。

* 国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金

特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施を図るために、国及び県から交付される負担金で、特定健康診査及び特定保健指導の実施に必要な経費の3分の1ずつが交付される。

* 健康増進事業費補助金

国が示す特定健診の検査項目に含まれていないが、保健指導で必要なため独自に実施している血清クレアチニン検査に要する費用の3分の2を県が補助する。

【返還金の内訳】

(単位:円)

返還金		返還先	A 交付済額	B 確定額	C 返還額 (A-B)
①	H28療養給付費等負担金	国	9,774,874,986	9,486,533,962	288,341,024
	H28国・国民健康保険 特定健康診査・保健指導負担金		54,917,000	49,581,000	5,336,000
	H28県・国民健康保険 特定健康診査・保健指導負担金	県	54,917,000	49,581,000	5,336,000
	H28県・健康増進事業費補助金		1,240,000	1,087,000	153,000

(イ)会計検査院実地検査による国庫支出金返還金

平成27年度に行われた会計検査院による実地検査で、平成24年度から平成26年度に交付を受けた国の調整交付金及び療養給付費等負担金について、算定誤りがあることが判明し、算定誤りにより生じた額の返還を行うもの。

【返還金の内訳】

(単位:円)

国庫負担金		平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
②	調整交付金	9,379,000	17,399,000	17,055,000	43,833,000
	療養給付費等負担金	455,800	0	7,130,664	7,586,464
	合計	9,834,800	17,399,000	24,185,664	51,419,464

イ 直営診療施設勘定繰出金

【概要】

高島国民健康保険診療所の診療収入が当初の見込みを下回ったことにより、国の特別調整交付金が増となるため、直営診療施設勘定繰出金を増額するもの。

* 特別調整交付金と直営診療施設勘定繰出金

過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域として指定された地域等に所在する施設で、直営診療所から30分区域内に他の医療機関がなく、当該診療所の運営費が多額となる場合等に交付される交付金で、交付額と同額を直診勘定へ繰り出している。

(単位:千円)

	①29年度 当初予算額	②29年度 決算見込額	③不足額 (②-①)
高島診療所	33,194	33,816	622

【歳入】

(1) 国庫支出金

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
3	国庫支出金		16,015,127	622	16,015,749
	2	国庫補助金	5,075,101	622	5,075,723
		1 財政調整交付金	5,045,601	622	5,046,223

高島国民健康保険直営診療所の診療収入が当初の見込を下回ったことによる財政調整交付金の増額。

(2) 繰越金

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
10	繰越金		11,861	767,193	779,054
	1	繰越金	11,861	767,193	779,054
		2 その他繰越金	11,860	767,193	779,053

前年度繰越金の増額。

3 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
767,815	622	-	-	767,193	-

※その他の内訳 10款 繰越金767,193千円

諸支出金について

ア 国庫支出金等過年度分返還金

(イ) 会計検査院実地検査による国庫支出金返還金 補正額 51,420千円

a 国保に対する国庫支出金の根拠

・市町村に対して国は、国民健康保険法第70条において療養給付費等負担金を負担すること、第72条において調整交付金を交付することを規定している。

算定方法については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第2条並びに国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条及び附則第7条において規定されている。

b 平成27年度会計検査院実地検査による指摘内容

(a) 特別調整交付金(指摘を受けた年度:平成23年度～26年度)

結核性疾患及び精神病に係る特別調整交付金について、厚生労働省通知における「対象となる医療費」の解釈を誤り、本来対象外である、結核又は精神が主病でない外来レセプトの点数及び入院レセプトの基準外の点数を含めて計上していたことにより過大に交付されている。

(誤)	(正)
主病でない結核又は精神の外来レセプトを対象としていた	主病でない結核又は精神の外来レセプトは対象外
主病でない結核又は精神の入院レセプトにおいて、入院時基本診療料、入院料並びに基準給食及び給食に要する点数以外の点数を対象としていた	主病でない結核又は精神の入院レセプトにおいて、入院時基本診療料、入院料並びに基準給食及び給食に要する点数のみが対象であり、それ以外の点数は対象外

(b) 普通調整交付金(指摘を受けた年度:平成25年度)

算定の基礎となる事業月報を作成する際、医療機関からの不正請求に伴う診療報酬返還金を保険者負担額等から控除すべきところを控除していなかったことにより過大に交付されている。

(c) 療養給付費等負担金(指摘を受けた年度:平成24、26年度)

[平成24年度]

算定の基礎となる事業月報を作成する際、不正請求に伴う医療機関からの診療報酬返還金を保険者負担額等から控除すべきところを控除していなかったことにより過大に交付されている。

[平成26年度]

算定において、遡及して一般被保険者から退職被保険者に振り替わった被保険者に係る医療費を控除しなければならないが、控除すべき医療費の一部に計上漏れがあったことにより過大に交付されている。

c 返還額及び返還時期

(単位:円)

対象年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
調整交付金	16,428,000	9,379,000	17,399,000	17,055,000	60,261,000
療養給付費等負担金	-	455,800	-	7,130,664	7,586,464
計	16,428,000	9,834,800	17,399,000	24,185,664	67,847,464
返還年度	平成28年度返還済	平成29年度			

4 補正予算総括表(直営診療施設勘定)

(単位:千円)

歳 入				歳 出					
款 項	現計予算額	補正額	計	款 項	目	現計予算額	補正額	計	
1	診療収入	65,958	0	65,958	1	総務費	106,245	0	106,245
	1 外来収入	64,977	0	64,977	1	施設管理費	106,245	0	106,245
	2 その他の診療収入	981	0	981	1	一般管理費	106,245	0	106,245
2	使用料及び手数料	225	0	225		職員給与費	35,508	0	35,508
	1 使用料	1	0	1		施設管理運営費	70,737	0	70,737
	2 手数料	224	0	224	2	医業費	39,515	0	39,515
3	県支出金	1,260	0	1,260	1	医業費	39,515	0	39,515
	1 県補助金	1,260	0	1,260	1	医療用機械器具費	4,127	0	4,127
4	繰入金	75,244	0	75,244		医療用機械器具費	3,403	0	3,403
	1 他会計繰入金	42,050	▲ 622	41,428		医療機器整備事業費	724	0	724
	2 事業勘定繰入金	33,194	622	33,816	2	医療用消耗器材費	385	0	385
5	繰越金	2	0	2	3	医薬品衛生材料費	35,003	0	35,003
	1 繰越金	2	0	2		医療用薬品費	33,420	0	33,420
6	諸収入	3,655	0	3,655		医療用衛生材料費	500	0	500
	1 受託事業収入	3,625	0	3,625		特殊検査委託費	1,083	0	1,083
	2 雑入	30	0	30	3	公債費	1,068	0	1,068
7	市債	700	0	700	1	公債費	1,068	0	1,068
	1 市債	700	0	700	1	元金	1,014	0	1,014
					2	利子	54	0	54
					4	諸支出金	16	0	16
					1	償還金	16	0	16
					5	予備費	200	0	200
					1	予備費	200	0	200
	合 計	147,044	0	147,044	合 計	147,044	0	147,044	

5 補正予算総括表(高島国民健康保険診療所)

【高島診療所】(単位:千円)

歳 入				歳 出						
款	項	現計予算額	補正額	計	款	項	目	現計予算額	補正額	計
1	診療収入	15,849	0	15,849	1	総務費		65,937	0	65,937
	1 外来収入	15,234	0	15,234		1 施設管理費		65,937	0	65,937
	2 その他の診療収入	615	0	615		1 一般管理費		65,937	0	65,937
2	使用料及び手数料	174	0	174			職員給与費	13,939	0	13,939
	1 使用料	0	0	0			施設管理運営費	51,998	0	51,998
	2 手数料	174	0	174	2	医業費		10,239	0	10,239
3	県支出金	1,260	0	1,260	1	医業費		10,239	0	10,239
	1 県補助金	1,260	0	1,260		1 医療用機械器具費		1,166	0	1,166
4	繰入金	57,575	0	57,575			医療用機械器具費	442	0	442
	1 他会計繰入金	24,381	▲ 622	23,759			医療機器整備事業費	724	0	724
	2 事業勘定繰入金	33,194	622	33,816		2 医療用消耗器材費		100	0	100
5	繰越金	1	0	1		3 医薬品衛生材料費		8,973	0	8,973
	1 繰越金	1	0	1			医療用薬品費	7,950	0	7,950
6	諸収入	1,782	0	1,782			医療用衛生材料費	300	0	300
	1 受託事業収入	1,782	0	1,782			特殊検査委託費	723	0	723
	2 雑入	0	0	0	3	公債費		1,061	0	1,061
7	市債	700	0	700	1	公債費		1,061	0	1,061
	1 市債	700	0	700		1 元金		1,014	0	1,014
						2 利子		47	0	47
					4	諸支出金		4	0	4
						1 償還金		4	0	4
					5	予備費		100	0	100
						1 予備費		100	0	100
	合 計	77,341	0	77,341		合 計		77,341	0	77,341